

帶広市中小企業振興融資制度

問答集

經濟部商業労働室商業労働課

※この帯広市中小企業振興融資制度問答集は、過去の事例を踏まえて作成したものです。本問答集に記載されている内容は、適宜見直しを行い更新するものです(最終更新：令和5年4月)

目次

1. 共通事項

Q 1. 市振興融資制度における融資対象者とは	1
Q 2. 中小企業者の定義とは	1
Q 3. 小規模企業者の定義とは	2
Q 4. 対象外法人とは	2
Q 5. 融資対象者の利用要件とは	2
Q 6. 融資対象外業種とは	3
Q 7. 融資あっせん申込みに要する必要書類はなにか	3
Q 8. あっせん書の交付日はいつか	3
Q 9. 信用保証料の補給とはなにか	4
Q 10. 保証料補給交付申請に要する提出書類はなにか	4
Q 11. 融資実行報告書は資金種別に関わらず提出するのか	4
Q 12. 繰上完済報告書は資金種別に関わらず提出するのか	5
Q 13. 保証料補給対象資金を利用する場合、事業主が市から補給された保証料を保証協会に納付する際分割払としてよいか	5
Q 14. 制度融資において、市や銀行の借入等を借換することができるか	5
Q 15. 飲食業をA、B両名が共同経営しており、Aから融資の申出があったが、許認可はBが持っている場合、制度融資を利用することができるか	5
Q 16. 別の企業から委託を受けて事業を営んでいる個人事業主や企業に帰属し、事業を営んでいる個人事業主は制度融資を利用できるか	6
Q 17. 融資対象業種と対象外業種を兼業している場合、制度融資を利用することができるか	6
Q 18. 運転・設備資金を併用で利用できるか	6
Q 19. 運送業を営んでいる事業者の住所が市内、運送業に使用する車両が市外にある場合、主たる事業所を帯広としてよいか	7
Q 20. 制度融資の償還方法について、一括払いは認められるか	7
Q 21. 制度融資において、短期一括返済の借換はできるか	7
Q 22. 会社から離れた場所に土地を購入し、作業場にしたいが、帯広市の制度融資は利用することができるか	8
Q 23. 分割支払の土地建物等を完成時に、支払金額を合算して制度融資を利用することができるか	8
Q 24. 建物等の売買契約が成立していない場合、融資あっせんをすることができるか	9

Q 2 5. 設備資金で 35,000 千円借入したいが、小企業で 10,000 千円、通常設備で 25,000 千円の 2 本を同日付で融資あっせんすることができるか.....	9
Q 2 6. 設備資金のあっせん申込において有効な見積書・請求書・契約書・注文書とは.....	9
Q 2 7. 制度融資を利用している事業者が法人成り・個人成りをした場合に必要の手続きはあるか.....	9
Q 2 8. 制度融資の利用要件における「事業活動を行っている住所」はどのようにして確認するか.....	9
Q 2 9. あっせん申込において「主業」はどのように判断するか.....	1 0
Q 3 0. 自己資金にて支払済みの設備に対して後追いで設備資金として制度融資を利用することはできるか.....	1 0
Q 3 1. 個人事業主の確定申告書において作成必須とされているページを事業者都合にて作成していない場合、あっせんの申込はできるか.....	1 0
Q 3 2. 「1 年以上事業が継続していること」の確認はどのようにして行うか.....	1 0
Q 3 3. 実行日の 1 年応当日が最終期日となる場合短期資金として取扱いできるか.....	1 1
Q 3 4. 不動産購入資金について、どのようなときに運転資金・設備資金としてみなすのか.....	1 1
Q 3 5. 有限責任事業組合（LLP）に対して制度融資の取扱いはできるか.....	1 1
Q 3 6. 帯広市外の事業者が帯広市内の不動産物件を購入する場合、帯広市の制度融資を利用できるか.....	1 1
Q 3 7. 融資実行後、保証料補給を受けるまでの間に廃業・倒産した場合、保証料補給を受けることはできるか.....	1 2
Q 3 8. 現在会社員で、退職をせずに個人事業主として制度融資を利用できるか.....	1 2

2. 小企業

Q 1. 人数確認書類とはなにか.....	1 2
Q 2. 法人が居酒屋を営んでいる方の法人事業概況説明書で、役員 3 名・その他 2 0 名となっているが、実際には役員 3 名・従業員 2 名・パート 1 8 名の計 2 3 名である場合、何をもちて人数を確認するか.....	1 2

3. 新事業進出

Q 1. 新事業を確認する書類とはなにか.....	1 3
---------------------------	-----

4. パワーアップ

Q 1. パワーアップ資金を利用するにあたり、A 社が B 社を買収する場合、B 社の従業員も A 社で雇用することになれば本資金の利用要件である 2 名以上の雇用の増加の対象となるか.....	1 3
Q 2. パワーアップ資金を利用するにあたって、条件である 2 名以上の雇用の増加について外国人研修生でも可能か.....	1 3

5. 工業団地取得

- Q 1. 帯広市が所有している工業団地の土地を賃貸している事業者が、帯広市との賃貸契約を解除した場合、工業団地取得資金を利用してその土地を購入できるか..... 1 4
- Q 2. 民間同士の工業団地土地売買の場合、工業団地取得資金を利用できるか..... 1 4

6. 新規開業支援

- Q 1. 自分の貯金（1,000 千円）と、親族からの援助（1,000 千円）を合算して自己資金としてよいか..... 1 4
- Q 2. 自分の貯金（1,000 千円）と、他金融機関からの借入（1,000 千円）を合算して自己資金としてよいか..... 1 4
- Q 3. 開業に伴う購入済みの領収書は自己資金として認められるか..... 1 5
- Q 4. 親が複数事業を経営しており、子はその事業の一部を引き継ぐ場合、新規開業支援資金を利用できるか..... 1 5
- Q 5. フランチャイズ店を新規で行う場合、新規開業支援資金を利用することができるか..... 1 5
- Q 6. 会社設立後、数か月経った後に新規開業支援資金を利用する場合、自己資金はどの時点で確認するか..... 1 5

7. セーフティネット

- Q 1. 個人事業主の場合、経常利益比較によりセーフティネット資金を利用できるか..... 1 5

8. 車輛購入

- Q 1. 小口資金で特殊車輛を除くものは税抜き 300 万円以内となっているが、ハイエースは特殊車輛となるか..... 1 6
- Q 2. 補給対象資金において、自己資金 200 万円と制度融資 300 万円で車輛本体価格 500 万円の乗用車を購入できるか..... 1 6
- Q 3. 融資実行後、車検証の提出は必要か..... 1 6
- Q 4. 小型特殊車輛は車検証がないので、何を提出したらよいか..... 1 6
- Q 5. 法人で購入した車の所有者を個人名義（代表者等）で登録してもよいか..... 1 7

9. セーフティネット保証制度（特定中小企業者関連）

- Q 1. 個人事業主も申請できるか..... 1 7
- Q 2. 登記上の住所が帯広市内で、事業活動を行っている住所が帯広市外の場合、どの自治体に申請をすればよいか..... 1 7

1. 共通事項

Q1. 市振興融資制度における融資対象者とは

- A. 市内の中小企業者（個人、会社、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人）及び中小企業団体等で、事業計画が妥当で、貸付金の返済能力を有し、かつ原則として保証協会の保証対象業種を営む者。

Q2. 中小企業者の定義とは

- A. 中小企業信用保険法に定められている。下記の表を参照。

中小企業信用保険法	業 種	いずれかに該当するものが対象	
		資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
第2条第1項第1号	小 売 業	5,000万円以下	50人以下
	サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
	卸 売 業	1億円以下	100人以下
	その他の業種	3億円以下	300人以下
第2条第1項第2号	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
第2条第1項第5号	医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
第2条第1項第6号	特定事業を行う 特定非営利活動法人	—	50人以下
		—	100人以下
		—	300人以下

Q3. 小規模企業者の定義とは

A. 中小企業信用保険法に定められている。下記の表を参照。

中小企業信用保険法	小規模企業者の種類
第2条第3項第1号	常時使用する従業員が20人（商業・サービスは5人）以下の会社・個人
第2条第3項第2号	常時使用する従業員がその業種ごとに政令で定める数以下の会社・個人（20人以下の宿泊業・娯楽業）
第2条第3項第3号	事業協同小組合
第2条第3項第4号	事業に従事する組合員が20人以下の企業組合
第2条第3項第5号	常時使用する従業員が20人以下の協業組合
第2条第3項第6号	常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人
第2条第3項第7号	常時使用する従業員が20人（商業・サービスは5人）以下の特定非営利活動法人

Q4. 対象外の法人とは

A. 北海道信用保証協会の「信用保証の手引き II. 対象企業」に記載の該当しないとされる法人である（例：学校法人・宗教法人）。

Q5. 融資対象者の利用の要件とは

A. ・事業所要件として下記を満たしていること。

法人：主たる事業所（本社若しくは生産・事業を行う場）が市内にあること。

個人：市内に住居及び主たる事業所がある方。（ただし、保証料補給対象外資金をご利用の場合、居住要件は問わない）

・同一業種を1年以上続けて営んでいること。

（新事業進出にかかる融資資金、新規開業支援資金、ニューフロンティア資金は除く）

※ただし、事業承継により後継者等個人が株式買取資金を借入する場合の要件については別途取扱い留意点を参照

Q6. 融資対象外業種とは

A. 例として以下のもの。(北海道信用保証協会の信用保証の手引き抜粋)

農業	果樹栽培、牛馬育成、養鶏、養蚕など
林業	育林業
漁業	海面漁業、こい養殖、きんぎょ養殖など
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合など
金融、保険業	ゴルフ会員券、商品券売買業など
興信所	個人の身元調査を行う興信所、探偵業など
娯楽業等	風俗関連営業、パチンコ、ストリップ劇場、競輪、競馬など
宿泊業	モーテル、ラブホテルなど
浴場業	ソープランドなど
民営職業紹介業	芸妓周旋業
農業サービス業	育苗センターなど
林業サービス業	狩猟業、植林請負業など
宗教その他	宗教団体、政治・経済・文化団体

Q7. 融資あっせん申込に要する提出書類はなにか

A. 法人の場合

融資あっせん申込書、決算書2期分、履歴事項全部証明書、許認可書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書、名簿

個人事業主の場合

融資あっせん申込書、確定申告書2年分、印鑑証明書、許認可書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書、名簿

※設備資金の場合は見積書、注文書、契約書、カタログ 等

※各資金に必要な書類はパンフレット参照

Q8. あっせん書の交付日の時期はいつか

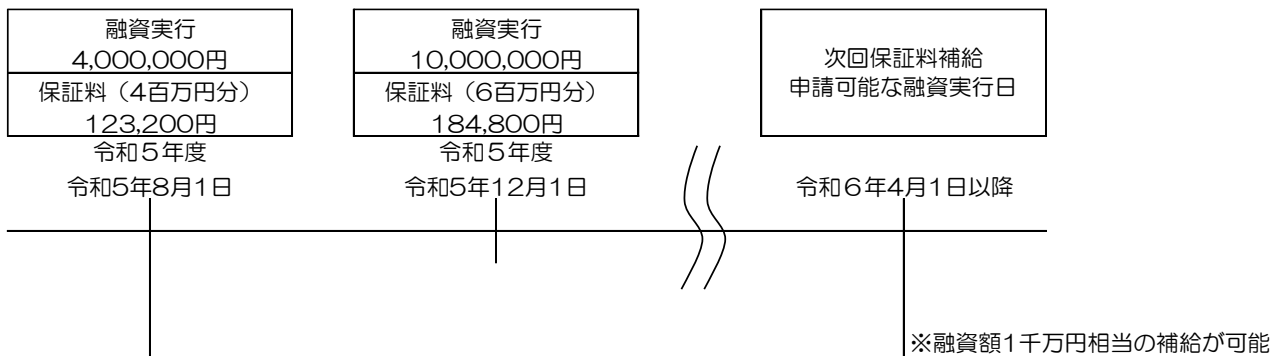
A. あっせん申込書を受理した日から2営業日後の午後1時以降に交付する。

※但し、提出書類及び内容に不備がある場合、交付が遅れる場合もある。

Q9. 信用保証料の補給とはなにか

- A. 信用保証協会を利用した際に納付する信用保証料を補助する制度。(以下「保証料補給」)
保証料対象資金は融資パンフレットの保証料補給欄に○がついている資金。
保証料補給金は年度毎(4/1～3/31)に上限額(融資額 1,000 万円に相当する保証料)を
設けており、補給回数に制限はないが、同一年度内に上限額に達した場合、翌年度まで補
給は受けられない。

根拠法令～帯広市中小企業振興融資保証料補給要綱第4条第2項



Q10. 保証料補給交付申請に要する提出書類はなにか

- A. 保証料補給交付申請書、請求書、委任状、承諾書兼納税状況確認書、保証書、信用保証
料送金のご依頼、融資実行報告書
※借換を伴う場合、「繰上完済報告書」「返戻保証料額表示(保証協会作成)」を要する。

Q11. 融資実行報告書は資金種別に関わらず提出するのか

- A. 保証料補給対象の有無に関らず、市の制度融資を実行した場合、実行後 5 日以内に「融
資実行報告書」を提出すること。

根拠法令～帯広市中小企業振興融資規則第14条

帯広市中小企業振興融資取扱い留意点(要約版)、信用保証料補給・返戻の手引き 参照

Q12. 繰上完済報告書は資金種別に関わらず提出するのか

A. 保証料補給対象の有無に関らず、繰上完済を実行した場合には速やかに「繰上完済報告書」を提出すること。

根拠法令～帯広市中小企業振興融資規則第14条第2項

帯広市中小企業振興融資取扱い留意点（要約版）、信用保証料補給・返戻の手引き 参照

※借換を伴う場合、「実行報告書」を要する。

Q13. 保証料補給対象資金を利用する場合、事業主が市から補給された保証料を保証協会に納付する際、分割払としてよいか

A. 分割払は認めない。

信用保証料の補給を受ける場合は「一括払」とする。

※市から補給を受け信用保証協会に支払う保証料を分割払いにした場合、2年目以降に支払うべき保証料が手元に残り、本来の目的以外で使用することが可能となるため。

Q14. 制度融資において、市や銀行の借入等を借換することができるか

A. 借換保証制度を利用し、セーフティネット資金で借換することができる。

※ただし、借換保証制度を利用する通常運転資金同士、小企業運転資金同士も借換は可能。

Q15. 飲食業をA、B両名が共同経営しており、Aから融資の申出があったが、許認可はBが持っている場合、制度融資を利用することができるか

A. 利用することができない。

ただし、許認可証を変更することを条件に、制度融資の利用はできる。

Q16. 別の企業から委託を受けて事業を営んでいる個人事業主や企業に帰属し、事業を営んでいる個人事業主は制度融資を利用できるか

A. ①自ら事業計画を有しており、②事業収入について委託・帰属元の企業からではなく商売先から直接得ており、③販売業等の場合、100%委託・帰属元の企業からではなく自らのルートで仕入を行っている場合利用することができる。

中小企業振興融資規則第5項3号によると、「融資対象者は、事業計画が妥当で、貸付金の返済能力を有し、かつ、原則として保証協会の保証料対象業種を営む者でなければならない」としており、例として「NHK地域スタッフ」「保険外交員」「ガス・電気の検針員」等はあるまでも、委託先から事業を受託しており、その個人事業主としての自らの事業計画を有しているとは言えず、個人事業主として判断することはできない。

Q17. 融資対象業種と対象外業種を兼業している場合、制度融資を利用することができるか

A. 資金使途が融資対象業種に使用することが特定できる場合のみ利用することができる。

例) 農業者向け運転資金

⇒融資対象業種に使用することが特定できないため不可

農業者が小売店舗を設置するための設備資金

⇒小売業に対する設備だと明確に区別できれば可

Q18. 運転・設備資金を併用で利用できるか

A. 小企業資金・ニューフロンティア資金・新規開業支援資金については、資金内で運転と設備の資金使途が区別されており、併用することができる。

ただし、貸付期間や回数が条件通り利用できない場合があるため注意が必要である。

(例) 運転7年、設備10年の融資条件を併用した場合、貸付期間は7年となる。

また、利用枠管理上は

【実行時】

設備部分、運転部分の各々の実行額に基づいて利用限度枠を確認

例) 運設併用資金 8,000 千円 (運転部分 3,000 千円・設備部分 5,000 千円) のあっせん申込があった場合は運転資金枠 3,000 千円・設備部分 5,000 千円として利用限度枠を確認する

【既存の運設併用資金の残高確認時】

運転部分の見込残高・設備部分の見込残高を実行額の割合と資金全体の約定
弁済額から計算し、算出することとします。

例) 融資実行額 10,000 千円 (運転部分の実行額 6,000 千円・設備部分の
実行額 4,000 千円)、毎月の約定弁済額 500 千円、返済期間 20 ヶ月、
10 ヶ月経過時点の現在の残高を求める場合

(1) 実行額割合を算出

～運転部分①60%、設備部分②40%

(2) 運転部分と設備部分の約定返済額見込みを算出

～運転部分③300 千円 (500 千円×①60%)、

設備部分④200 千円 (500 千円×②40%)

(3) 運転部分と設備部分の見込み残高を算出

～運転部分の見込残高 3,000 千円 (6,000 千円－③300 千円×10 ヶ月)、

設備部分の見込残高 2,000 千円 (4,000 千円－④200 千円×10 ヶ月)

Q19. 運送業を営んでいる事業者の住所が市内、運送業に使用する車両が市外にある場合、
主たる事業所は帯広としてよいか

A. 確定申告に記載される主たる事業所の住所や、事業に係る許認可証の住所が市内である
こと、又は市内に事業基盤があることが確認できればよい。

Q20. 制度融資の償還方法について、一括払いは認められるか

A. 原則 1 年を超える分割返済とする。(元金均等払のみ)

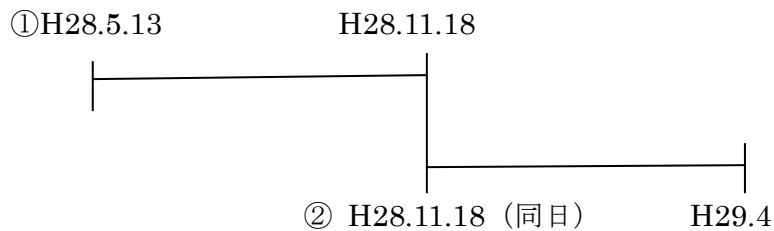
ただし、運転資金 (通常運転) 及び小企業資金小口に限り、短期一括返済を認める。

Q21. 制度融資において、短期一括返済の借換はできるか

A. 借換はできない。

(例) ①前回融資実行 小口運転 短期一括 1,000 千円 (H28.5.13～H28.11.18)

②今回申し込み " 2,000 千円 (H28.11.18～H29.4)



①の約定完済日と②の実行日が同日付けなので、短期一括は受けられない。

※同日付が続き、12ヶ月を超えると、事実上短期一括返済にならないため、一度前日までに①を完済することが条件。

Q22. 会社から離れた場所に土地を購入し、作業場にしたいが、帯広市の制度融資を利用することができるか

A. 土地購入の場合、取得後1年以内に設備の新增設を完了する予定があれば利用することができる。土地購入のみを目的に当資金は利用できない。

Q23. 分割支払の土地建物等を完成時に、支払金額を合算して制度融資を利用することができるか

A. 利用することができない。

必ず売買契約書で支払い条件を確認する。

契約時、着工時、完成時等支払い時期が分かれている場合は、完成時と同額のみ融資することが可能。

支払日ごとに融資あっせん・融資実行なら可能である。

(例) 契約書の支払条件が契約時 5,000 千円 (1回目支払)

着工時 5,000 千円 (2回目支払)

完成時 5,000 千円 (3回目支払)

という支払条件で完成時に合わせて15,000千円融資あっせんすると、1回目の5,000千円と2回目の5,000千円は運転資金(つなぎ資金)となるため受付不可。

Q24. 建物等の売買契約が成立していない場合、融資あっせんをすることができるか

A. 原則利用はできない。

ただし仮契約であっせん実行し、契約後（実行時）本契約書提出であれば可能。

Q25. 設備資金で 35,000 千円借入したいが、小企業で 10,000 千円、通常設備で 25,000 千円の 2 本を同日付で融資あっせんをすることができるか

A. 融資あっせん及び融資実行の手続きを分ければ、同日付で融資あっせんをすることができる。

Q26. 設備資金のあっせん申込において有効な見積書・請求書・契約書・注文書とは

A. エビデンスの真正性の確認の観点から、見積書・請求書・契約書においては受注先の印鑑が押してあるもの、注文書においては制度融資の申込者の代表印が押印してあるものとする。

Q27. 制度融資を利用している事業者が法人成り・個人成りをした場合に必要な手続きはあるか

A. 法人成り・個人成りの場合は、別途「事業所住所変更通知書」に内容を記載の上、提出する。また、添付書類として法人の場合商業登記簿謄本、個人成りの場合印鑑証明書と解散謄本を提出する

Q28. 制度融資の利用要件における「事業活動を行っている住所」はどのようにして確認するか

A. 許認可・個人の確定申告書等に記載してある事業を営む住所等から確認する。また、法人において「事業活動を行っている住所」が複数ある場合や登記上の住所と異なる場合は、全ての自治体の法人市民税申告書の提出し、最も従事する従業員数が多い自治体を「事業活動を行っている住所（自治体）」として判断する。

Q29. あっせん申込において「主業」はどのように判断するか

- A. 法人・個人ともに“売上金額”が最も多い部門に対する業種を主業とする。また、個人事業主の場合は、事業収入より給与の方が多く場合は個人事業主ではなく、被雇用労働者として判断し、制度融資の利用はできない。

Q30. 自己資金にて支払済みの設備に対して後追いで設備資金として制度融資を利用することはできるか

- A. 支払い済み設備の利用はできない（あくまで本市の設備資金は「これから購入する設備」に対する資金としてのみ利用できる）

Q31. 個人事業主の確定申告書において作成必須とされているページを事業者都合にて作成していない場合、あっせんの申込はできるか

- A. 税務署にて受け付けられた場合でも、本市の確認書類として一般的に作成必須とされているページについては提出必須であり、あっせんの申込はできない

参考：作成必須であるページ

白色申告：確定申告書B（第1表・第2表）、収支内訳書（ページ1、2）

青色申告：確定申告書B（第1表・第2表）、所得税青色申告決算書（ページ1～4）

（※青色申告控除額10万円の場合、貸借対照表（ページ4）は不要）

Q32. 「1年以上事業が継続していること」の確認はどのようにして行うか

- A. 決算書または確定申告書で12ヶ月以上経過したものが存在するかで判断する。

法人の場合、商業登記簿謄本の設立年月日でも確認できる。

また、法人成りの場合、個人事業主の際の確定申告書で12ヶ月以上経過したものがあれば、1年以上事業が継続しているものとして確認できる。

Q33. 実行日の1年応当日が最終期日となる場合短期資金として取扱いできるか

- A. 実行日から1年応当日までの期間を取る場合、短期資金として取扱いができる。
ただし、最終期日が休祝日で、翌営業日の返済となる場合は長期資金となる。

Q34. 不動産購入資金について、どのようなときに設備資金・運転資金としてみなすのか

- A. 自己所有（賃貸目的も含む）として購入した場合は設備資金、売却用不動産（貸借対照表上、在庫となるもの）として購入した場合は運転資金として取扱う。

Q35. 有限責任事業組合（LLP）は制度融資のあっせん申込をできるのか

- A. 信用保険法に定める中小企業者ではないため信用保証協会の取扱いと同様に対象外となる。

Q36. 帯広市外の事業者が帯広市内の不動産物件を購入する場合、帯広市の制度融資を利用できるか

- A. 以下のパターンに応じて利用の可否が分かれる。
- パターン1：市外の事業者が賃貸物件を市内で購入する場合
⇒「主たる事業所」の要件に当てはまらないため、利用できない
 - パターン2：市外の事業者が物件を市内で購入し、事務所や店舗として利用
⇒市内へ進出する場合となるため、保証料補給対象外資金は利用できる
 - パターン3：市外の事業者がビルを市内で購入し、その一室に事務所を移転
⇒市内へ進出する場合は保証料補給対象外資金を利用可能であり、全体購入金額に「事務所部分の床面積／全体の延床面積」を乗じた金額の範囲内で保証料補給対象外資金を利用できる。

Q37. 保証料補給対象資金を実行後、保証料補給を受けるまでの間に廃業・倒産した場合、保証料補給を受けることはできるか

A. あくまで本市の制度融資は中小企業者向けの融資制度であり、廃業・倒産した時点でその事業者は中小企業者ではないものと判断され、保証料補給はできない

Q38. 現在会社員で、退職をせずに個人事業主として制度融資を利用できるか

A. 1回以上確定申告し、確定申告書における事業収入が給与を上回れば利用できる。

2. 小企業

Q1. 人数確認書類とはなにか

A. 法人：法人市民税申告書、法人事業概況説明書、労働保険申告書
個人事業主：確定申告書（給料・賃金の内訳）

※上記書類で確認できない場合は、事業所別被保険者台帳の添付が必要。

また、雇用保険を掛けている従業員が過去に1人もいない場合は事業所別被保険者台帳の提出はできないため、賃金台帳にて雇用保険が源泉徴収されていないことにより、確認を行う。

Q2. 法人が居酒屋を営んでいる方の法人事業概況説明書で、役員3名・その他20名となっているが、実際には役員3名・従業員2名・パート18名の計23名である場合、何をもって人数を確認するのか

A. 法人は法人事業概況説明書、労働保険料申告書の写しで確認できない場合は、法人市民税申告書の写しを必ず提出してもらう。

法人市民税申告書が人数を超えている場合、常時使用する従業員の確認添付書類として事業所別被保険者台帳の提出が必要。

3. 新事業進出

Q1. 新事業を確認する書類とはなにか

- A. 添付書類の履歴事全部証明書（写）で確認し、目的欄に記載がない業種を新事業とする。
※許認可が必要な業種に関しては許認可書の提出が必要である。

4. パワーアップ

Q1. パワーアップ資金を利用するにあたり、A社がB社を買収する場合、B社の従業員もA社で雇用することになれば本資金の利用要件である2名以上の雇用の増加の対象となるか

- A. 雇用の増加の対象とならない。
新たに人を雇用して従業員数を増やすことを雇用の増加としており、今回のB社で働いていた人も含めて買収した場合は既存の従業員の継続雇用となるので、雇用の増加とはならない。

Q2. パワーアップ資金を利用するにあたって、条件である2名以上の雇用の増加について外国人研修生でも可能か

- A. 雇用契約を結んだ正規従業員を対象としているため、利用不可能である。
外国人研修生は日本で技能を保持し、母国に持ち帰ることを前提としており、正規従業員とはならない。
なお、外国人であっても就労ビザを取得し、雇用の届出をしている場合においては、正規従業員として差しつかえない。
※あくまでも正規従業員とし、パート・アルバイトも雇用増加として認めない。

5. 工業団地取得

Q1. 帯広市が所有している工業団地の土地を賃貸している事業者が、帯広市との賃貸契約を解除した場合、工業団地取得資金を利用してその土地を購入できるか

- A. 賃貸契約を解除した場合は、新たな工業団地土地取得に該当するので当資金の利用は可能であるが、原則一年以内に設備の新增設を完了しなければならない。(土地のみの購入は利用不可能)

Q2. 民間同士の工業団地土地売買の場合、工業団地取得資金を利用できるか

- A. 工業団地の敷地内の土地であれば民間同士の売買の場合も工業団地取得資金を利用可能。

6. 新規開業支援

Q1. 自分の貯金（1,000 千円）と、親族からの援助（1,000 千円）を合算して自己資金としてよいか

- A. 自己資金としてよい。

※確認書類については親族からの援助も一旦自分の通帳に入金するなどして写しを提出すること。

Q2. 自分の貯金（1,000 千円）と、他金融機関からの借入（1,000 千円）を合算して自己資金としてよいか

- A. 他金融機関からの借入は開業計画上、借入の内訳になるので自己資金とはならない。

Q3. 開業に伴う購入済みの領収書は自己資金として認められるか

A. 開業に必要な資金なので認められる。(領収書写しを提出)

Q4. 親が複数事業を営んでおり、子はその事業の一部を引き継ぐ場合、新規開業支援資金を利用できるか

A. 基本親子関係であっても、事業を営んでいない者が創業する場合、新規開業を利用することができる。

※事業や債務等をすべて引継ぐ場合は、前事業者が開業してからの年数で融資できる資金を判断する。

Q5. フランチャイズ店を新規で行う場合、新規開業支援資金を利用することができるか

A. 利用することができる。

※計画を持って事業を進めるものであれば融資対象となるが、委託されて事業をしている者は対象とならない。

Q6. 会社設立後、数か月経った後に新規開業支援資金を利用する場合、自己資金はどの時点で確認するか

A. 開業当時の時点に遡って確認するため、開業時に自己資金があったことを確認できる書類を提出し、開業当時の必要事業費を開業計画書に記載することで要件を確認する。

7. セーフティネット

Q1. 個人事業主の場合、経常利益比較によりセーフティネット資金を利用できるか

A. 経常利益に相当する利益項目がなく利用できない。

8. 車輛購入

Q1. 小口資金で特殊車両を除くものは税抜 300 万円以内となっているが、ハイエースは特殊車両となるか

A. ならない。

特殊車両かどうかについては車検証の「用途」欄に基づいて判断する。

欄内が「乗用」となっているものは、特殊車両として該当にならないので税抜車両本体価は 300 万円以下とする。

Q2. 補給対象資金において、自己資金 200 万円と制度融資 300 万円で車輛本体価格 500 万円の乗用車を購入できるか

A. 購入できない。

融資金額に関らず「税抜車輛本体価格」を 300 万円以内とする。

なお、通常設備資金においては、融資枠の範囲内であれば制限はない。

Q3. 融資実行後、車検証の提出は必要か

A. 「所有者＝借主」「使用者＝借主」「使用の本拠の位置＝帯広市内」であることの確認をするため全件車検証提出が必要。

Q4. 小型特殊車輛は車検証がないので、何を提出したらよいか

A. 公道を走る場合は標識交付証明書を提出。

公道を走らない場合は資産台帳を提出。

Q5. 法人で購入した車の所有者を個人名義（代表者等）で登録してもよいか

- A. 原則借主名義となることが条件となる。車両購入資金については車検証上で「所有者＝借主」「使用者＝借主」「使用の本拠の位置＝帯広市内」であることの3点が条件となる。上記の3条件を満たさない場合はあつせん申込までに事前相談要。ただし、所有者がディーラーの場合は商取引の慣習の観点から例外的に認められるが、ディーラーへの支払確認ができる書類が必要。

9. セーフティネット保証制度（特定中小企業者関連）

Q1. 個人事業主も申請できるか

- A. 申請できる。しかし、売上比較のための試算表等要件確認のエビデンスは法人の場合と同様に必要。

Q2. 登記上の住所が帯広市内で、事業活動を行っている住所が帯広市外の場合、どの自治体に申請をすればよいか

- A. 「登記上の住所」の自治体に申請することとなるため、帯広市に申請する。